

通所介護及び介護予防通所サービス

デイサービス サライ上豊田 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アルバが開設するデイサービス サライ上豊田(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び介護予防通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防通所介護サービスにあつては要支援状態等)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 介護予防通所サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス サライ上豊田
- ② 所在地 豊田市上原町西山290-5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ③ 従業者(1単位)

生活相談員 2名(常勤専従1名、常勤兼務1名管理者と兼務)

看護職員 3名(常勤兼務1名 機能訓練指導員と兼務、非常勤 2名機能訓練指導員と兼務)

介護職員 4名(常勤専従1名 常勤兼務1名 非常勤専従2名)

機能訓練指導員 3名(常勤兼務1名 看護師と兼務 非常勤2名 看護師と兼務)

従業者は、指定通所介護及び介護予防通所サービスの提供に当たる。

- ④ その他

調理職員 3名(非常勤)

- ⑤ 従業者(2単位)

生活相談員 2名(常勤専従1名、常勤兼務1名管理者と兼務)

看護職員 2名(常勤兼務1名機能訓練指導員と兼務、非常勤2名機能訓練指導員と兼務)

介護職員 5名(常勤専従2名 常勤兼務1名 非常勤 2名)

機能訓練指導員 2名(常勤兼務1名 看護師・介護職員と兼務 非常勤1名 看護師と兼務)

従業者は、指定通所介護サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、夏季休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ② サービス提供時間 午前 9時20分から午後 4時30分までとする。

(指定通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

通所介護 1単位 20名
介護予防通所サービス 1単位 5名

通所介護 2単位 20名
介護予防通所サービス 2単位 5名

(指定通所介護及び介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び介護予防通所サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護及び介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証に記載の割合の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 200円徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分あたり 510円を徴収する。

4 食費は520円、おやつ代100円を徴収する。

5 おむつ代は、実費を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊田市(青木町、荒井町、井上町、上原町、亀首町、越戸町、四郷町、花本町、平戸橋町、逢妻町、秋葉町、曙町、朝日ヶ丘、朝日町、梅坪町、上拳母、栄生町、小川町、大池町、落合町、柿本町、金谷町、川端町、神田町、喜多町、京町、久保町、鴻巣町、小坂町、小坂本町、寿町、拳母町、衣ヶ原、栄町、桜町、三軒町、汐見町、清水町、下市場町、下林町、樹木町、昭和町、白浜町、新生町、陣中町、新町、新明町、砂町、聖心町、千足町、太平町、高崎町、高原町、竹生町、田代町、田中町、田町、長興寺、司町、月見町、土橋町、貞宝町、天王町、東新町、常磐町、十塚町、トヨタ町、中島町、錦町、西新町、西町、西山町、日南町、白山町、八幡町、花丘町、東梅坪町、久岡町、日之出町、平芝町、広久手町、広路町、深田町、平和町、細谷町、本新町、本地町前田町、松ヶ枝町、丸根町、丸山町、瑞穂町、緑ヶ丘、宮上町、宮口町、美山町、宮町、御幸町、元城町、元町、元宮町、山之手、横山町、竜宮町、若草町、若宮町、市木町、上野町、神池町、

川田町、渋谷町、高橋町、百々町、野見町、野見山町、東山町、平井町
広川町、扶桑町、宝来町、水間町、御立町、宮前町、室町、森町、社町
高上、美里、美和町)の区域とする。

みよし市(黒笹、黒笹町、福谷町、三好丘緑、三好丘、ひばりが丘、桜
潮見、苅生町、打越町、みなよし台、南台)の区域とする。

(虐待の防止)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービス提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束し利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 訪問介護員等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年12回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アルバと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。